

## 審査の結果の要旨

論文提出者：神谷久覚

論文題目：「戦前期日本の海上保険業」

審査委員：武田晴人（主査）、加瀬和俊、米山高生(一橋大学)、粕谷誠、中村尚史

審査委員会：2014年3月14日

口述試験：2014年3月14日

公開論文発表会：2014年3月14日

本論文の課題は、戦前期の日本における海上保険業について、保険料率を巡る競争及び保険会社間の協調により締結される料率協定と、各社の保険契約行動に大きな影響を及ぼした再保険取引に注目し、その海上保険営業の全体像を明らかにすることにおかれている。論文の構成は以下の通り。

### 序章 問題意識と課題

第1章 東京海上の創業と初期の海上保険業－1879-1892

第2章 海上保険業における競争の開始と料率協定－1893-1899

第3章 保険業制定後の海上保険業－1900-1914

第4章 第一次世界大戦期の海上保険業－1914-1919

第5章 海上保険業の苦境と船舶保険協同会結成－1920-1927

第6章 海上保険業における自主的統制と国内再保険消化の進展－1928-1941

終章 日本における海上保険業発展の要因

まず、序章では、これまでの損害保険業史に関する著作が、会社史を含めて料率をめぐる競争関係などについてほとんどふれていないことを指摘し、新規参入による競争構造の変化に注目しながら、産業発展を跡づける必要があることを第1の課題として設定する。また、保険事故に際して支払保険金額が多額に及ぶ船舶保険を主要な事業とする海上保険業では、再保険取引が重要な役割を果たすにもかかわらず、この点が等閑に付されてきたことから、再保険取引を含めた保険営業の全体像を明らかにすることを第2の課題とするとともに、これが第1の課題である企業間競争にも重要な意味を持つことが示唆される。

以下、本論は時期を区分した叙述となっているが、まず第1章では、1879年に東京海上保険会社が創業に至った経緯が検討され、創業期の海上保険業の営業上の問題点として、①事業規模の拡張のために海上保険取引の中心であったロンドンに進出したことが結果的には会社解散の危機に陥る要因となったこと、②制度的な基盤が国際的な基準でも未成熟であったことも影響して会計制度に適切さを欠いたこと、③再保険によるリスク分散が不十分であったことが明らかにされる。

第 2 章では、前章で明らかにされた東京海上の経営上の問題にも関わらず、外見的には同社が好成績をあげていたことから、1893 年以降海上保険業に日本海陸保険、帝国海上保険、日本海上保険の 3 社が参入し、東京海上を含めた 4 社間競争が展開されるようになった過程が明らかにされる。この競争過程は銀行や回漕業者を代理店として料率の低下を伴うものであり、その結果、各社は損害率の著しい上昇による収益性の悪化を招いた。そのため、東京海上、日本海陸、帝国海上の 3 社は料率協定を締結し、再保険の交換を行い、保険料率の低下を抑止しようとした。この料率協定には後に日本海上も加わり、一時的には料率の改善をもたらしたが、違反時の罰則規定や顧客の争奪を禁止する規定が無かったことから短命に終わり、競争は再び激化した。

第 3 章では、1900 年の保険業法及び同法施行規則施行が、海上保険業に及ぼした影響を検討し、責任準備金及び支払備金の積み立てが義務化された状況下における競争の実態について検討される。財務面での健全性確保が義務化されたことは、これに対応できなかった日本海陸が営業停止となるなかで、無謀な契約獲得競争を抑制したと評価されている。この間、東京海上は有力なロイズ・ブローカーである Willis Faber と特約再保険契約を結んだことを基盤に保険引受を積極化させ、同業他社に対する優位を確立した。このような状況の中で、1903 年に再び料率協定が締結され、その協定内容も違反に対する罰則規定などが整備されたものとなった。しかし、日露戦争期の戦時保険料高騰などを背景に、日露戦後ブーム期には再び新規参入が活発化して競争状態が強まり、業界の自主的な統制は効果的には維持されなかった。

第 4 章が対象とする第一次世界大戦期には、ロイズによる再保険引受の停止や保険料率の高騰は、保険引受に著しい支障を来すことになった。そのため戦時海上保険補償法（1914 年）及び戦時海上再保険法（1917 年）が制定され、これに基づいて東京海上は多額の責任準備金を背景として積極的に戦争危険を引き受けたが、業界全体としてみると、戦争保険引受を促すことに大きな意味を持ったのは再保険法であった。また、この時期には日本郵船、大阪商船がそれまでの自家保険やロンドン市場での直接契約から方針を転じて国内損保会社との契約を結ぶようになった。それは日本企業の引受能力の向上を反映したものであった。

第 5 章では、第一次世界大戦後の不況過程で海上保険の収益性が著しく低下したこと、その背景には高船齢の船舶の増加による事故率上昇・損害率悪化が進行したことが指摘される。経営悪化はロンドン市場との特約再保険契約に基づく支払保険金請求の増加をもたらしたことから、特約再保険契約の受再者であるロイズ・ブローカーは、日本側の業績の改善を求めるようになった。こうした外圧のもとで船舶保険の元受 8 社による船舶保険協同会が結成された。協同会はロイズ・ブローカーに対して同会を介さずに海運業者から直接保険契約を引受けないという約束を取り付けることで、船舶保険協同会の自主的統制力を高めた。

第 6 章では、結成された船舶保険協同会の各種活動について、カルテル活動によって各

社の営業成績が改善していった要因が検討され、協定維持に果たした再保険契約の意義が強調される。ここにおいて長年の課題であった料率競争の抑制が効果を持ったことになる。もっともこの体制は日中戦争期に入ってロンドンとの関係が悪化するとともに、再編を余儀なくされ、再保険の国内消化が促進されることとなり、1940年に東亜火災海上再保険が設立されることになった。

終章は以上の分析結果を、「海上保険業の発展要因」という視点からまとめて本論文のむすびとしている。

以上の内容をもつ本論文は、海上保険業の保険営業に関して、その産業としての発生期から戦時体制期までを実証的に分析し、①料率協定に関連する企業間の競争構造を明らかにするとともに、②保険営業の発展に不可欠の要素となっていた再保険取引の意義を明確にしたものである。これまでの研究では利用できなかった損害保険会社の『事業報告書』を用い、このような実証研究の成果に結びつけたことは、研究史に大きな前進をもたらした。さらに、再保険取引を介したロンドン市場との関係に注目することによって、初期の東京海上の経営危機の実態を明らかにするとともに、船舶保険協同会のカルテル活動が再保険取引をめぐるロンドン市場との関係によって支えられていたことを明らかにしたことも、本論文の重要な貢献といえることができる。

他方で、本論文には残された課題も多い。第一にその時々の料率協定の試みについて、その効果に関する分析は必ずしも十分ではなく、結果的には短期間に協定が破綻した理由が説得的に示されているわけではない。カルテル研究の成果が、カルテルの意義を競争関係の部分的な修正にとどまると指摘してきたことを想起するとき、本論文の成果がこうした研究史とどのように切り結んでいけるかについて検討を深めるべきだろう。第二に、保険営業については再保険について大きな前進を示した一方で元受契約のあり方については、必ずしも立ち入った検討が系統的には果たされなかった。生命保険とは異なり短期の契約期間であることなどの保険商品としての特性なども視野に入れると、より豊富な成果が得られると考えられる。このほか、著者自身が認めているように、企業の競争力を説明していくうえでは財務運用の検討も、本研究を発展させていくために分析を尽くすべき課題として残っている。

しかし、こうした課題については著者の今後の研究に期待すべきものであろう。本論文は、新たな資料に基づいた堅実な実証研究であり、発掘した資料から導かれた再保険取引への注目といった新たな視点の明確化など、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を十分に持っていることを示している。審査委員会は、全員一致で神谷久覚氏が博士（経済学）の学位を授与されるに値するとの結論を得た。